

# 違憲訴訟みやざきの会 ニュース

発行: 安保法制違憲訴訟みやざきの会  
No. 1 2017年5月1日  
〒880-0872  
宮崎県宮崎市永楽町182番地6  
弁護士法人えいらく法律事務所  
TEL:0985-23-1355  
FAX:0985-23-1356  
email: anpo.iken.miyazaki@gmail.com

## 3月29日 安保関連法違憲国家賠償請求を提訴

2017年3月29日、宮崎地方裁判所へ安保関連法国家賠償請求訴訟を提起しました。第一次提訴の原告は225名、代理人弁護士は26名。当日は原告・賛同者50名以上が提訴行動に参加。提訴後は宮崎県弁護士会館で記者会見を行い、原告団代表(母親、自衛官の家族、教員及び基地周辺住民)が、それぞれの立場から提訴に向けた思いを話しました。訴状は、宮崎にある



者会見を行い、原告団代表(母親、自衛官の家族、教員及び基地周辺住民)が、それぞれの立場から提訴に向けた思いを話しました。訴状は、宮崎にある

自衛隊基地、演習場等や通信基地など宮崎特有の危険に触れ、戦争体験者、被爆者、自衛隊員の家族、法曹関係者、教育者、研究者、文学者、母親など原告15名の陳述を織り込んだもの。記者会見後は県庁前通りで街頭でのアピールを行いました。

## 安保法制違憲・国家賠償請求訴訟みやざき 訴状ダイジェスト版より

### 本訴訟の重要性と原告らの思い

- 2011年3月11日、東北地方で発生した東北沖地震は東北の海岸地帯を中心に戦後未曾有の大災害をもたらした。  
しかし、1945年に太平洋戦争が終息した時の被害、犠牲はその規模といい内容といい、東北大震災とは全くけたが違うものであった。大空襲のあった東京、原爆の投下された広島、長崎をはじめ全国の市や町が焦土と化していたのである。第二次世界大戦で犠牲になった犠牲者は我国国内で310万人、我国が日本軍として侵略戦争を行ってきたアジアの国々では2100万人に上るといわれている。  
しかも東北の大災害と決定的に異なるのは、それが人による人に対する国家をあげての殺戮・破壊行為によって生ぜしめられたということである。
- この残酷きわまる悲惨な戦争が終った時、焦土の中で生き残った人々の誰もが思ったことは、戦争で問題を解決しようとしたことの愚かさへの限りない反省と悔恨であり、どんなことがあっても二度と戦争に手をそめることはしないという固い決意であった。  
戦争を永久に放棄するという当時世界にも例をみない憲法第9条の平和条項は、このような歴史的背景の中での国民の共通の誓いとして新憲法の中にしっかり刻みこまれたのである。
- 戦争の永久放棄を憲法に明記した我国国民の不戦の誓いは、その後の約70年間世代をこえて今日まで脈々として受け継がれ、常に多数の国民の支持を受け続けてきた。  
この憲法第9条は歴代の政府の解釈としても我国が攻撃を受けたような場合の自衛のための戦争はともかくも、そのような自衛のためとはいえ戦争は憲法によって固く禁じられているとして、我国が海外での他国間の戦争に参加、加担することは一切認められてこなかった。このような憲法第9条の存在により、憲法が制定された以降、我国は外国との戦争をしたことも加わったこともなく、従って戦争で他国の人を殺したことも他国の人から殺されたこともないという状態がすでに70年以上も続いているという世界に誇るべき平和の歴史を築いてきたのである。

4、ところが、2014年7月、安部内閣は、我国の同盟国が他国から攻撃を受けた場合に、我国が同盟国を守るために他国に対して武力を行使することは自衛のための措置として憲法上許される。即ち憲法上集団的自衛権の行使も認められるというそれまでの歴代内閣も認めたことはなかった独自の「憲法解釈」をうちだした。そしてこのような一方的憲法解釈を前提に、2015年9月、集団的自衛権の行使を可能にする新安保法制法の立法を強行したのである。

しかし、同盟国が他国から攻撃されれば、我国が攻撃されなくとも他国に対する武力行使——戦争ができるという考え方は、他国間の戦争に我国がまきこまれてしまうという高い危険性を常にはらむものであり、戦争の永久放棄を宣し、国際紛争解決手段としての戦争と武力の行使を厳に禁じてきた憲法第9条に明らかに違反するものである。

5、戦前のかつての我国のように、新安保法制により自衛隊が我国の軍隊として殺傷兵器を手に海外に出かけて他国の戦争に参加し、アジアの、あるいは世界のどこかの人々を殺傷し殺傷されるという危険な時代にふみだすことを認めるわけにはいかない。

我々は裁判所が本訴訟について十分審理を尽くされ、憲法擁護の観点から適正公正な判決をなされ、司法府としての本来の役割を十分に果されることを切に求めるものである。

## 今後の予定

### 第2回原告のつどいのお知らせ 5月23日(火)

18:30 開始(開場 18:00) 場所: 市民プラザ 4F ギャラリー 1

内容は連続勉強会と陳述書作成のための意見交換会です。

勉強会のテーマは「平和を人権としてとらえなおす—憲法9条の歴史的な成り立ち、国内外でこれまで果たした役割と現代的意義」(仮称)、講師は成見正毅、成見幸子、海保寛各先生の予定。

第3回目以降は順序は未定ながら、安保法制の違憲性(集団的自衛権 後方支援 PKO改悪関係)、平和的生存権、人格権(憲法13条関係)、憲法改正・決定権、安保法制による市民の権利侵害の実態、等を予定しています。

皆様のご参加をお待ちしています。



### 第1回 期日正式決定 7月12日(水) 午後2時

宮崎の期日 7月12日午後2時も正式決定となりました。

期日での行動、傍聴についての詳細は次号でお知らせします。



## これまでのあゆみ

### 結成総会&訴訟説明会 2016年11月30日(水)

安保法制違憲訴訟みやぎきの会 結成総会&訴訟説明会が、宮崎市民プラザにて開催されました。

当日は、夕方18時からの開催でしたが、会場からあふれる程の大勢の市民、各界の先生方、及び報道陣が多数集まり安保法制に対する危機感、思いが伝わる盛大な会となりました。

記念講演では安保法制違憲訴訟の会共同代表 角田由紀子弁護士が、違法の安保法制を廃止するには、「裁判に勝つことと裁判を通じて世論を高め、国会で廃止させることが必要だ」と訴訟の意義を説明、全国的にとりくむことが大事と訴えました。

結成総会では、宮下玲子(歌人)、樋口のり子(自衛官のいのちを守る家族の会)、前田裕司(弁護士)さんが共同代表に選ばれました。

みやぎきの会は三桁の原告団をめざすとともに、支援者もふくめた構成として活動することを決めました。

みやぎきの会は三桁の原告団をめざすとともに、支援者もふくめた構成として活動することを決めました。



## 第1回原告のつどい 3月11日(土)

宮崎市民プラザにて原告・賛同者のつどいを開催し80名の原告、賛同者の参加がありました。弁護団からは「訴訟の目的意義訴状内容の説明」、「陳述書の目的と重要性について」の説明と質疑応答に続き、会場からは原告の声や思いが述べられました。



## お知らせ

**第2次提訴に向けて原告・賛同者の募集は継続中。**

**みやざきの会のホームページも作られました。**

安部法制違憲訴訟みやざきの会は、一緒に闘ってくださる参加者を募集しています。

原告になりたいという方はもちろん、原告になれないけど協力したいという方は、ぜひ賛同者としてご参加ください。

寄付金・カンパも大歓迎です！

なお、原告は宮崎県内在住の方に限ります。既に他の地域で原告になっている方は重ねて原告となることはできません。

参加申込書、訴訟委任状・委任状の書き方はホームページからのダウンロードも可能です。

ホームページにはプライバシーに配慮した内容で訴状も掲載予定です。

## 原告または賛同者になる方法

### 【必要な書類等】

- ①参加申込書(原告・賛同者ともに)
- ②訴訟委任状(原告のみ):住所、お名前の記入と2ヶ所への押印をお願い致します
- ③身分証明書(原告のみ):運転免許証・保険証・パスポート・住基カードの写しなど(住所・氏名の確認に使用します)
- ④参加費用 3000 円

### 【原告・賛同者になりたい方は】

#### 方法①

下記事務局事務所まで直接お越しいただき、必要書類へのご記入と参加費のお支払いをお願い致します。

(その際、印鑑をお持ちください(認印でOKです))

#### 方法②

ホームページのメールフォームより、お名前・ご住所・電話番号を記載して頂き、原告または賛同者のどちらかにチェックをつけて送信してください。折り返し必要書類をお送り致します。

#### 方法③

・参加申込書をホームページからダウンロードしていただき、印刷して記入した上で、(原告の方は訴訟委任状もダウンロードし、身分証明書の写しと併せて)下記事務局宛にお送りいただくか、ご持参ください。

・参加費用 3000 円を持参またはお振り込みにてお支払いください。

## 問い合わせ先

安部法制違憲訴訟みやざきの会弁護団事務局

〒 880-0872 宮崎県宮崎市永楽町 182 番地 6 弁護士法人えいらく法律事務所

TEL:0985-23-1355/FAX:0985-23-1356



anpo.iken.miyazaki@gmail.com



<https://anpoiken-miyazaki.jimdo.com/>